Ⅰ　教育行政

1　教育委員会の概要

教育委員会は教育長及び委員からなる合議制の機関で、広島市教育委員会は教育長及び５人の委員で構成されている。教育長及び委員は市長が市議会の同意を得て任命する。

教育長及び委員は、定期的、臨時的に会議（教育委員会議）を開き、広島市の教育の方針や施策を決めている。

【現在の教育長及び委員】

教育長 (H29.4～)	**糸山　隆**(いとやま　たかし) 	**委員** (H29.7～)	**秋田　智佳子**(あきた　ちかこ) 弁護士
委員 (H24.10～) 教育長職務 代行者	**井内　康輝**(いない　こうき) 特定非営利活動法人 総合遠隔医療支援機構　理事長	**委員** (H30.4～)	**伊藤　圭子**(いとう　けいこ) 広島大学　大学院 人間社会科学研究科　教授
委員 (H24.10～)	**栗栖　長典**(くりす　ながのり) 広島大学　監事	**委員** (H30.10～)	**西　敦子**(にし　あつこ) 山口大学 教育学部　教授

2　教育委員会の組織図

教育委員会の組織図（令和2年度）

- 教育委員会
  - 事務局
    - 総務部
      - 総務課：教育委員会議、予算及び決算の総括、行政組織及び職務権限、事務局職員及び教育機関等の職員(教職員等を除く)の人事・給与等
      - 教育企画課
        - 企画係：教育行政の総合企画、重要な施策及び事業についての総合調整、学校の適正配置、乳幼児教育の支援に関する事業の総括等
        - 情報化推進係：教育の情報化に係る企画・総合調整、機器の整備及び管理、学校の業務改善（他課の所掌に属するものを除く）等
      - 教育給与課：教職員等の給与等の予算及び経理、教職員等の諸手当の認定、教職員等の社会保険等の資格の得喪等
      - 学事課
        - 学事係：就学事務、教育扶助、授業料、教科用図書の給与、私学助成、通学区域等
        - 用度係：学校予算の配分(校長への権限委譲関係のみ)、学校物品の整備（教育企画課の所掌に属するものを除く）
      - 施設課
        - 管理係：学校施設設備の維持管理、財産の管理等
        - 整備係：学校施設の新築・増築・改築・改良及び修繕の実施、学校施設の整備方針等
    - 青少年育成部
      - 育成課：青少年教育に関する総合調整、青少年問題に関する総合相談、暴走族対策の総合調整、問題行為少年等の自立支援
      - 放課後対策課：児童館の業務及び放課後児童クラブの運営に関する指導及び連絡調整、放課後子供教室
    - 学校教育部
      - 教職員課
        - 庶務係：学校教育部の庶務、教職員の福利厚生等
        - 管理係：教職員の定数配置、教員の採用試験等
        - 初等教員係：教員の服務、学級編制等
        - 中等教員係：教員の服務、学級編制等
        - 給与決定係：教職員の給与決定等
        - 調整係：学校事務職員・栄養職員・業務員・給食調理員の服務等
        - 労務係：教職員の勤務条件等
        - 中央地区学校事務センター：中区・南区の小・中学校(広瀬小学校を除く)の物品購入・施設管理事務、教職員の給与事務等
        - 東部地区学校事務センター：東区・安芸区の小・中学校の物品購入・施設管理事務、教職員の給与事務等
        - 西部地区学校事務センター：西区・佐伯区の小・中学校（広瀬小学校を含み、石内北小学校を除く)の物品購入・施設管理事務、教職員の給与事務等
        - 安佐南地区学校事務センター：安佐南区の小・中学校（石内北小学校を含む）の物品購入・施設管理事務、教職員の給与事務等
        - 安佐北地区学校事務センター：安佐北区の小・中学校の物品購入・施設管理事務、教職員の給与事務等
      - 健康教育課
        - 食育係：学校給食の指導及び運営、学校における食育の推進、学校給食センターの運営・維持管理、(一財)学校給食会の指導調整
        - 保健・安全係：学校保健の指導、学校の環境衛生、学校医、（独）日本スポーツ振興センター災害共済給付、学校保健団体の指導、学校安全対策全般、通学路
      - 指導第一課
        - 庶務係：指導第一課・指導第二課・特別支援教育課・生徒指導課の庶務
        - 幼稚園・小学校指導係：幼稚園及び小学校の教育課程、幼稚園教育及び小学校教育の指導
      - 指導第二課
        - 中学校指導係：中学校の教育課程、中学校教育の指導、教科書採択及び補助教材の取扱
        - 高等学校指導係：高等学校・中等教育学校の教育課程、高等学校及び中等教育学校教育の指導、教科書採択及び補助教材の取扱
      - 特別支援教育課：特別支援教育に係る教育課程・指導、教育職員の研修、障害のある子どもの就学・教育相談
      - 生徒指導課：生徒指導全般、いじめ対策の推進
  - 教育機関等
    - 教育センター：教育に関する専門的・技術的事項の研究、教育関係職員の研修、教育関係資料の収集・作成及び活用
    - 学校給食センター：学校給食の調理（4施設）
    - 学校：幼稚園(19園)、小学校(141校)、中学校(63校)、高等学校(8校)、中等教育学校(1校)、特別支援学校(1校)
    - 青少年施設：青少年センター、国際青年会館、少年自然の家、グリーンスポーツセンター

3　広島らしい新しい教育の推進

広島市 21 世紀教育改革推進総合プラン検討会議の提言を踏まえ、『心身ともにたくましく、思いやりのある人』を育むため、基礎的・基本的な学習内容の定着を図り、個性を生かす教育を推進するとともに、社会の変化に対応する特色ある教育活動の展開や、楽しく学び合い活動することができる教育環境、教育条件の整備・充実、学校、家庭、地域社会の連携の強化など、広島らしい新しい教育を推進・充実するための事業を実施する。

１　子どもたちに基礎・基本の学力を身につけさせる教育

(1)　少人数教育の推進

児童生徒の発達段階や教科の特性を踏まえて、少人数教育による個に応じたきめ細かな指導を進めることにより、基本的な生活習慣の確立と基礎・基本の学力の確実な定着を図る。

【令和 2 年度の実施状況】

①　少人数学級の実施

・　小学校全学年及び中学校 1 年生を対象に学級規模を 35 人以下とし、各学年において学級平均 35 人を超える学級が 2 以上の学年に臨時的任用教諭を配置し、35 人以下の少人数学級を実施。なお、小学校 3～6 年生の 1 学年 1 学級（児童数が 36 人～40 人）の場合は、非常勤講師を 1 人加配し、ティームティーチングを実施。(小学校 1 年生は国の学級編制の基準により 35 人以下、小学校 2 年生は基準を変更せず国の措置により加配教員を配置して 35 人以下の学級としている。)

・　きめ細かな教育推進のための広島市立小学校・中学校臨時的任用教諭について、小学校は 123 人を採用し、73 校に配置。中学校は 39 人を採用し、39 校に配置。非常勤講師については 16 人を 13 校に配置（5 月 1 日)。

・　令和 3 年度（小学校 2～6 年生）に必要となる小学校教諭、中学校教諭を採用するための選考試験を実施（11 月 28 日、29 日)。

②　少人数指導の実施

・　中学校 2・3 年生で生徒数が学級平均 30 人を超える学校で、国語・数学・英語を対象に非常勤講師を配置し、習熟度別指導又はティームティーチングによる少人数指導を実施。

(2)　ひろしま型カリキュラムの推進

小学校と中学校の連携・接続の充実、小学校外国語（英語）学習の充実、小学校 5・6 学年のひろしま学びの時間（旧言語・数理運用科）の実施、中学校 1～3 学年の言語・数理運用科の実施を主な内容とする、「ひろしま型カリキュラム」を全小・中学校で実施する。

【令和 2 年度の実施状況】

①　小・中学校の連携・接続の改善

・　中学校区ごとに設置する小・中連携教育研究会等の活用

② 「言語・数理運用科」の実施等

・ 小学校第 5・6 学年 「ひろしま学びの時間」の実施

・ 中学校第 1～3 学年 「言語・数理運用科」の実施

③ 小学校外国語（英語）学習の充実

・ 小学校第 3・4 学年 「外国語活動」の実施

・ 小学校第 5・6 学年 「外国語科」の実施

(3) 学力向上推進事業

児童生徒の「基礎・基本」の定着状況を把握し、一人一人の課題に応じたきめ細かな指導や学力補充などを計画的に行うとともに、小・中学校が連携し、9 年間を見通した系統的な取組を実施することや、「ひろしま型カリキュラム」等の実施を踏まえ、先進的に授業改善に取り組む学校を指定し、その成果を全校に普及させることを通して、児童生徒の確かな学力の向上を図る。

【令和 2 年度の実施状況】

① 個に応じた指導研究校、個に応じた指導特別研究校の指定

・ 個に応じたきめ細かな指導方法等の実践的な研究を行い、児童生徒の確かな学力の定着を図る。

・ 基礎的･基本的な知識･技能の定着状況を客観的に把握し、正答率 30％未満の児童生徒の割合の改善に取り組むとともに、その成果を全校に普及させる。

・ 研究校のうち、1 中学校区を特別研究校に指定し、授業過程の改善を図るとともに、放課後学習等の場において個に応じた学習支援を行い、基礎学力の確実な向上を図り、その成果を全校に普及する。

〔研究校〕 小学校 8 校、中学校 9 校

〔特別研究校〕 1 中学校区（小学校 2 校、中学校 1 校）

② 英語教育特別研究校・英語教育研究校の指定

・ 児童生徒の言語や文化に対する理解を深め、英語による聞くことや話すことを中心としたコミュニケーション能力を育成する。

・ 1 中学校区を特別研究校に指定し、「英語授業の充実」「英語を使う場の創出」「小中連携の充実」の 3 つの柱で、実践研究を行い、その成果を全校に普及する。

・ 2 中学校区を研究校に指定し、英語教育特別研究校で成果をあげている好事例を実施・検証しながら、その成果を全校に普及する。

〔特別研究校〕 1 中学校区（小学校 3 校、中学校 1 校）

〔研究校〕 4 中学校区（各中学校区、小学校 2 校、中学校 1 校）

③ 「探究型の学習研究校」の指定

・ 探究の過程を適切に位置付けた単元指導計画を作成し、児童生徒がよりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成する指導方法等の研究を行い、その成果を全校へ普及させる。

〔推進校〕 小学校 2 校、中学校 2 校

④ 情報教育推進校

・　各教科における情報活用能力を育成するためのＩＣＴ等を活用した指導方法や、論理的思考力を身に付けるためのプログラミングを用いた学習活動について研究を行い、その成果を全校に普及させる。

〔推進校〕　小学校２校　宇品東小、藤の木小
　　中学校１校　城山中

(4)　広島市立高等学校学力向上推進事業

平成 29 年１月に策定した「ハイスクールビジョン推進プログラム」に基づき、これからの社会に必要となる資質・能力を育成するため、研究指定校において授業改善に向けた実践的な研究を行い、効果的な学習や指導方法の開発、優れた授業実践、校内研修の実施等に取り組む。

【令和２年度の実施状況】

研究指定校における研究組織体制を整備し、授業改善のための研修会を実施する等、確かな学力の向上を図る取組を推進し、公開研究授業や実践発表を通じて研究の成果を市立高等学校に普及させる。

〔指定校〕

・学力向上研究校：基町高、舟入高、沼田高、美鈴が丘高
・工業教育推進校：広島工業高
・中等教育学校英語教育研究校：広島中等教育

(5)　障害のある子どもへの医療的ケア実施事業

医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が通園、通学する幼稚園、小・中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に、必要に応じて看護師を配置し、安心して学校生活を送ることができるよう支援を行う。

【令和２年度の実施状況】

特別支援学校に医療的ケア主任担当講師（会計年度任用職員）１人、医療的ケア担当講師（会計年度任用職員）９人、小・中学校に看護師（会計年度任用職員）20 人を配置。

(6)　特別支援教育体制充実事業

発達障害等、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に対して各学校で適切な指導が可能となるよう、校内支援体制の整備・充実を図る。

【令和２年度の実施状況】

①　大学教授、医師、臨床心理士等からなる専門家チームによる巡回相談指導の実施（12 月末現在）

・　通常の学級における巡回相談指導 136 回　（幼稚園 19 回、小学校 69 回、中学校 44 回、高等学校４回）
・　生徒指導の推進に係る巡回相談指導 ４回
・　特別支援学級における巡回相談指導 51 回

②　特別支援教育コーディネーター研修会の開催

特別支援教育コーディネーターに対して必要な知識と実践力、指導力の育成を図るため、研修会を開催

・　研修会開催　新任者５回（5 月、8 月、9 月、11 月、1 月）
経験者３回（8 月に２回、1 月）
選択による経験者の専門性をより高めるための研修１回（11 月）

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、集合研修は行わず、資料配付による自校での研修とした。

③　講演会の開催

発達障害等、特別な教育的支援を必要とする児童生徒についての理解・啓発を図るため、校長・園長等を対象とする講演会を開催

・ 講演会開催３回（8 月：高等学校長・中等教育学校長対象、9 月：幼稚園長・小学校長・中学校長・中等教育学校長・特別支援学校長対象、2 月：保護者・市民対象）

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、8 月・9 月は中止とした。

(7)　学習サポーター・特別支援教育アシスタント事業

①　学習サポーター

小・中学校等に在籍する学級担任や教科担任による指導等だけでは学力向上等を目的とした対応が困難な幼児児童生徒（必ずしも障害のある児童生徒等に限定しない。）に対し、学習サポーターを配置し、担任の指導のもと学校生活への不適応の対応とともに、学習支援の充実を図る。

②　特別支援教育アシスタント

小・中学校等の通常の学級に在籍する肢体不自由のため学校生活の支援・介助を必要とする幼児児童生徒に対し、特別支援教育アシスタントを配置し、担任の指導のもと学校生活の支援・介助を行う。

【令和２年度の実施状況】

①　学習サポーター　540 人分配置

②　特別支援教育アシスタント　55 人分配置

(8)　プロフェッショナル人材活用事業

高校生の主体的な進路選択能力や高い職業意識を育成し、学問への意欲・関心をより一層喚起するため、大学教授や企業人による専門的分野等の講義やインターンシップを実施する。

【令和２年度の実施状況】

学校の年間計画により、進路指導、いじめ防止、商業、工業等、様々な分野において実施

①　有識者を招へいしての講座の開催

・　科学技術に関する内容や最先端の研究などをテーマとした大学教授等による講義
・　キャリア教育の推進をテーマとした企業人による講義
・　専門の知識、技能を有する社会人による実技指導
・　社会保障制度や労働者の権利についての社会保険労務士による講義

②　インターンシップの実施

・　専門高等学校における高校生の就労体験を支援

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

２　子どもたちに４つの力をバランスよく育む教育

(1)　子どもの生活習慣確立の推進

今日の子どもたちの生活について、テレビの視聴時間が長い、就寝時刻が遅くなり自分で起床できにくい、朝食をとらずに登校するなど、基本的な生活習慣が身に付いていないことが指摘されており、こうしたことは、子どもたちの健やかな成長を阻み、学力や体力の低下をもたらす一因と言われている。そこで、学校・幼稚園と家庭、地域とが連携して、「早寝早起き　元気なあいさつ　朝ごはん」運動を推進し、幼児児童生徒の基本的な生活習慣の定着を図る。

【令和２年度の実施状況】

「早寝早起き　元気なあいさつ　朝ごはん」運動

①　幼稚園、小学校、中学校における生活リズムカレンダーを活用した取組の実施

②　強化月間の設定（7 月、12 月）

・　「10 オフ運動」の強化月間（7 月、12 月）に合わせて実施

③　保護者への啓発リーフレットの配布

(2)　いじめ・不登校等予防的生徒指導の推進

全小・中学校において、「子どもの人間関係づくり推進プログラム」及び「いじめ・不登校等への早期支援プログラム」を実施し、いじめや不登校、暴力行為等生徒指導上の課題への適切な対応や未然防止の取組の充実を図る。

また、児童生徒が主体となったいじめ防止へ向けた活動や仲間づくりの推進を図る。

【令和２年度の実施状況】

①　子どもの人間関係づくり推進プログラム

児童生徒の良質な人間関係づくりを促進し、「人間関係を築く力」を育むため、「ペアやグループによる協同学習」、「ライフスキル教育」、「異学年・異校種間の交流体験活動」等を実施

②　いじめ・不登校等への早期支援プログラム

いじめや不登校等の予兆が見られる児童生徒を対象に、スクールカウンセラー等との連携による組織的な状況把握と具体的な支援の協議（コンサルテーション会議）に基づき、チーム支援等を実施

③　児童生徒の主体的ないじめ防止に向けた取組

小・中学校において、「楽しい学校づくり週間」（4 月中）及び「いじめ防止取組強化月間」（9 月中）における児童会・生徒会による主体的ないじめ防止に向けた取組を実施

(3)　道徳教育推進事業

各校において、児童生徒の規範性や生命の尊重、思いやりなどの豊かな心を育むことを目的として、「考える道徳」や「議論する道徳」を目指した授業実践や、広島市道徳教育プログラムの活用、家庭・地域と連携した「特別の教科　道徳」の授業の実施及び体験活動等、道徳教育の一層の推進を図る。

【令和２年度の実施状況】

①　「特別の教科　道徳」の授業づくりに係る研修会の開催

小学校２校、中学校２校の道徳教育推進校において、道徳科における授業づくり及び評価方法等の実践研究の成果を普及する公開授業研修会を開催（4 回）

②　「広島グッドチャレンジ賞」の授与

中学生及び高校生を対象に、社会や地域に貢献した生徒や生徒会等に賞を授与

・　受賞者数　　個人部門 31 人、グループ部門 61 組、生徒会部門 51 組

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催方法を変更して実施

③　みんなで語ろう！心の参観日の実施

小学校、中学校、中等教育学校及び特別支援学校において、外部講師を招へいし、児童生徒の豊かな心を育むことをテーマとした道徳の授業を公開し、その内容について児童生徒や保護者・地域住民と意見交流を行う。

(4)　感動体験推進事業

各園・学校が、幼児児童生徒の心に一生刻まれるような特色ある体験活動（食、文化芸術、ものづくり、仲間づくり、職業、環境、修養、自然、福祉など）を創造し、学ぶ楽しさや成就感を体得させ、豊かな心の育成を図る。

また、様々な体験活動を通して、自分自身の在り方を振り返り、自己の存在感や自己実現の喜びを実感させるとともに、地域の人々との出会いや交流を通してコミュニケーション能力を培い、円滑な人間関係の形成や社会性のかん養を図る。

【令和２年度の実施状況】

幼稚園２園、小学校 72 校、中学６校、特別支援学校１校を推進校に指定し、特色ある学校づくりや学校の課題解決に沿った創意工夫ある体験活動の取組を学校教育活動に位置付けて実施。

《主な体験内容》

・　幼　稚　園：音楽鑑賞など

・　小　学　校：乗馬体験、伝統文化（茶道、陶芸など）体験、ものづくり体験、栽培体験、稲作体験、河川の生物や水質の調査など

・　中　学　校：カヌー・ローボート体験、地域への植樹・苗の植え付けなど

・　特別支援学校：音楽会体験

(5)　文化の祭典の開催

小学校・中学校・高等学校の各校種における文化の祭典を開催し、幼児児童生徒の文化芸術活動の成果を発表する機会を提供することにより、文化芸術活動の振興を図るとともに、児童生徒にいきいきとした学校生活を送らせ、健全な育成を図る。

【令和２年度の実施状況】

①　小学校の部

・　開催部門：展示（書写・図画工作）の部・ことばの部・音楽の部

・　期　　間：令和２年 12 月 12 日（土）～ 12 月 13 日（日）

・ 会　　場：広島文化学園ＨＢＧホール、ＪＭＳアステールプラザ、コジマホールディングス西区民文化センター
・ 参加校数：138 校
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催期間を縮小して実施

② 中学校の部
・ 開催部門：展示部門（書道・社会科・美術・技術科・家庭科）
演劇・言語活動部門（演劇・放送コンテスト・話し方）
囲碁・将棋
・ 期　　間：令和 2 年 11 月 5 日（木）～ 11 月 8 日（日）
・ 会　　場：ＪＭＳアステールプラザ、コジマホールディングス西区民文化センター
・ 参加校数：50 校
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため規模を縮小して実施

③ 高等学校の部
・ 開催部門：ステージの部　（演劇・放送・箏（そう）曲・合唱・吹奏楽・音楽）
展示の部（美術・アート・書道・茶道・華道・写真・文芸・新聞・工業・情報科学・インターネット・総合展示・放送）
・ 期　　間：令和 3 年 1 月 7 日（木）～ 1 月 10 日（日）
・ 会　　場：ＪＭＳアステールプラザ
・ 参加校数：10 校
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

(6) 体力向上推進事業

「新体力テスト」結果の分析をもとに、運動の動機付け、運動量の確保、体育科・保健体育科授業の質の向上を図る取組を推進し、児童生徒の体力の向上を図る。

【令和 2 年度の実施状況】

① 体力アップハンドブック（小学校 3～6 年生）
・ 児童が自主的・主体的に体力つくりに取り組む態度と習慣を養う体力アップハンドブックの活用（配布：6 月）

② 体力アップ認定証（小学校 3～6 年生、中学校 2～3 年生）及び体力優秀賞（小学校 3～6 年生、中学校 1～3 年生）
・ 新体力テストにおいて一定の基準を満たした児童生徒に体力アップ認定証及び体力優秀賞の交付
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

③ 体力向上推進校における授業改善の実施
・ 推進校が児童生徒の体力の向上を図る取組を実施し、研究の成果を授業公開、報告書等を通して全校に普及
・ 体力向上推進校の指定　小学校 2 校、中学校 2 校

④　各研修会等

教員の指導力の向上を図る研修会等の開催

・ 体力つくり推進リーダー研修会（5 月）

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

・ 体力つくり講演会（1 月）

(7)　高校生の国外留学推進事業

時代を担う高校生が国際的感覚を磨き、グローバル社会の中で主体的に生きる力を育成するため、交換留学を行う。

【令和 2 年度の実施状況】

・ 平成 31 年度選考生徒の長期海外派遣　3 人派遣予定

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

・ 令和 2 年度短期留学プログラム

フィリピン・セブ島 6 人、カナダ・モントリオール 8 人、アメリカ・ホノルル 8 人

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

・ 令和 3 年度長期海外派遣生の選考

３　学校の信頼性を高める学校運営体制の充実・強化

(1)　学校評価の推進

全ての学校において継続して自己評価・学校関係者評価を行うとともに、学校評価に関する専門研修を行い、学校経営支援システムによる学校支援を実施して、学校評価システムの改善・充実に向けた取組を進める。

【令和 2 年度の実施状況】

①　自己評価・学校関係者評価の改善・充実

・ 重点化と効率化の推進

・ 教職員（学校評価担当者等）対象の専門研修実施（6 月：1 日、夏季休業中：2 日、2 月：1 日）

②　学校経営支援システム（指導主事及び学校経営アドバイザー等による学校経営支援）

・ 過年度の実施校に対する支援（校内研修、指導主事・学校経営アドバイザーの派遣等）

《実施校》

・ 平成 23 年度：楠那小、楠那中

・ 平成 24 年度：牛田小、二葉中、五日市南中

・ 平成 25 年度：尾長小、三入中

・ 平成 26 年度：深川小、狩小川小、高陽中

・ 平成 27 年度：河内小、八幡東小、三和中

・ 平成 28 年度：原小、原南小、祇園東中

・ 平成 29 年度：亀山小、亀山南小、亀山中

・ 平成 30 年度：大塚小、伴南小、石内北小、大塚中

(2)　コミュニティ・スクールの導入

現在の学校協力者会議を再編し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定められた学校運営協議会を設置（コミュニティ・スクール導入）することにより、地域住民や保護者等の学校運営への参画を一層推進する。

【令和２年度の実施状況】

・似島小中、戸山小中、阿戸小中

(3)　まちぐるみ「教育の絆」プロジェクト

学校と家庭・地域の連携・協力による「まちぐるみの教育」を充実・強化し、子どもの健やかな成長を図るため、学校協力者会議（コミュニティ・スクールにおいては絆実行委員会）のコーディネーターを中心として、家庭・地域による学校への教育支援活動や学校による地域貢献活動をサポートする。

【令和２年度の実施状況】

中学校 48 校（幟町中、吉島中、国泰寺中、江波中、温品中、戸坂中、牛田中、二葉中、福木中、早稲田中、大州中、段原中、仁保中、宇品中、似島中、中広中、己斐中、庚午中、井口中、古田中、井口台中、安佐中、安西中、祇園中、祇園東中、戸山中、安佐南中、長束中、高取北中、東原中、高陽中、落合中、亀山中、清和中、日浦中、亀崎中、三入中、口田中、瀬野川中、阿戸中、船越中、三和中、五月が丘中、美鈴が丘中、五日市中、五日市南中、城山中、砂谷中）において、以下の活動を実施。

①　家庭・地域による教育支援活動

・　放課後における学習支援など

②　学校による地域貢献活動

・　地域清掃活動など

４　新しい時代に対応した、ゆとりとやすらぎのある教育環境の整備

(1)　幼保小連携の推進

「幼稚園と保育園のよりよい連携のあり方検討委員会」の最終報告に基づき、小学校への円滑な接続を視野に入れた幼保連携を実現するため、市内全小学校区に、各小学校区内又は近隣にある幼稚園・保育園・認定こども園等と小学校の教員等で構成する幼保小連携推進委員会を設置し、合同研修会や交流授業等を行う。

【令和２年度の実施状況】

全小学校区で以下３点を実施

①　幼保小連携推進委員会設置

・　各小学校区の実態に応じ、研究の全体計画の立案・運営等を行う。

②　幼保小合同研修会、交流授業、「園に行こう週間」の実施

・　小学校区内に連携を進めている幼稚園・保育園・認定こども園等がある小学校において、「園に行こう週間」を計画・実施する。

③　地域への情報公開

(2)　高・大連携の推進

大学の専門的な人的資源を活用することにより、高等学校の特色ある取組を活性化するとともに、高等学校教員の専門性の向上を図るなど、「魅力ある高校づくり」を推進する。

【令和２年度の実施状況】

①　広島市高大連携専門講座の開催

講座名：「芸術表現としての映像を撮る」

実施日：令和２年８月４日（火)、５日（水)、11 日（火）の３日間

参加者：高等学校生　17 人　教員１人

②　広島市高大連携国際講座の開催

講座名：「岐路に立つ『国際社会』」

実施日：令和２年８月 17 日（月）

参加者：高等学校生　19 人

③　教育ネットワーク中国主催の高大連携授業・連携講座への参加

参加者：市立高等学校生　40 人

(3)　就職支援活動の推進

高校生の就職相談や求人開拓を行うために、教育委員会に就職コーディネーター2 名を配置し、就職を希望する生徒の支援を行う。

【令和２年度の実施状況】（11 月末現在）

①　定期的な学校訪問の実施

進路指導主事等との情報交換及び生徒面談（159 回）

②　就職に係る連携機関への訪問

ハローワークや労働局等と連携を取り、企業情報の収集（40 回）

③　企業訪問の実施

求人開拓や企業の実態把握（595 回）

(4)　通学区域の弾力的運用の推進

通学距離に関する利便性の向上を図ることや、学校に対する関心を高め、信頼される学校づくりを促進するため、市立中学校における隣接校・行政区域内校選択制を実施する。

【令和２年度の実施状況】

①　小学校６年生とその保護者への学校情報の提供

・　令和２年度版中学校ガイドブックの作成・配布（７月）

・　各中学校における学校公開週間、学校説明会の実施（8～10 月）

②　令和３年度入学に係る隣接校・行政区域内校選択制の希望申請受付等

・　各学校の受入数の設定(56 校 1,680 人)と公表（情報提供：９月）

・　希望申請書、希望変更届の受付(最終申請者 873 人)

・　最終申請が受入数を超えた学校(8 校)について抽選を実施（12 月）

③　保護者からの意見聴取

・　希望申請の際に志望動機を聴取

(5)　広島特別支援学校児童生徒の地域活動の推進

障害児と地域のボランティア等の活動グループが、公民館等を拠点として地域との交流を行う事業等に対して助成を行う。

【令和 2 年度の実施状況】

助成を行った活動グループ数：20 団体

(6)　特別支援教育におけるＩＣＴ活用による指導の充実

特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対し、ＩＣＴ機器を障害の状態や特性等に応じて有効に活用することにより、学習上又は生活上の困難の改善・克服を図る。

【令和 2 年度の実施状況】

平成 26 年度からのモデル事業を経て、特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室に順次タブレット端末の整備を進め、令和 2 年度までに 357 台（136 校）整備し、効果的な活用を推進。

５　「新しい教育の推進」以外の施策

(1)　子どもの安全対策の推進

子どもを犯罪から守るため、「子どもの見守り活動 10 万人構想」のもと、保護者や地域の方々等の協力を得て、地域ぐるみで子どもを守る態勢づくりを推進するとともに、子ども自身の自己防衛力を高める取組を行う。

【令和 2 年度の実施状況】

①　見守り・巡回活動の取組

・　「子ども見守り活動 10 万人構想」の継続・推進

・　毎月 22 日の「子ども安全の日」に、学校・家庭・地域において子どもの安全を守るための様々な取組の実施

・　小学校及び中学校等に配備したバイク等による巡回活動の実施

・　教職員、児童及び保護者等による通学路の定期的な点検

②　児童生徒の自己防衛意識の高揚

・　「安全意識啓発マップづくり」を小学校で実施

・　防犯教室を、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校で開催

③　子どもを守るまちづくりの推進

保護者や地域の方々の危機管理意識の高揚を図るための講演会の開催（11 月）

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

(2)　安全でおいしい給食の推進

文部科学省の「学校給食衛生管理基準」への対応や、食物アレルギーへの対応等、学校給食の喫緊の課題への対応指針を検討するために設置した「安全でおいしい給食推進検討委員会」からの提言（平成 19 年 3 月）を踏まえ、学校給食の充実策を計画的に推進する。

【令和２年度の実施状況】

①　食物アレルギー対応の充実

食物アレルギー対応と誤食防止に係る研修（書面開催）及びアナフィラキシー対応研修の実施

②　衛生管理の強化

ノロウイルス等による食中毒の予防及び異物混入の防止に関する研修の実施、各調理場への衛生用品の配付

③　給食用食器の改善

ステンレス製食器から合成樹脂製食器への計画的な切替え

④　学校給食費未納・滞納対策の推進

卒業生等に係る未納対策の実施、給食費の公会計化に向けた準備

⑤　学校給食の提供体制の在り方検討

デリバリー給食の解消、老朽化する自校調理場等への対応、より安全でより効率的、かつ持続可能な提供体制の構築といった様々な課題をトータルで解決するという考え方の下で検討実施

(3)　食育の推進

学校において食育を推進するため、各学校の組織的な取組を一層促進するとともに、給食の時間及び各教科における指導方法の更なる工夫、改善に向けた取組を実施する。

【令和２年度の実施状況】

①　指導体制の充実

・　栄養教諭が配置されていない学校における食育推進に係る「栄養教諭による食育・学校給食サポート制」の実施

②　指導内容の充実

・　食育推進担当者、栄養教諭、学校栄養職員等を対象とした食育研修（書面開催）の実施

③　給食献立の充実

・　学校給食の献立内容の一層の充実

・　学校給食における地場産物の活用促進

④　家庭・地域との連携強化

・　食育だよりやフェイスブック等による食に関する情報の発信

4　広島市教育大綱

市長が、総合教育会議における教育委員会との協議・調整の下、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１条の３の規定に基づき、本市における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策についての目標や施策の根本となる方針として、「広島市教育大綱」を定めている。

5　広島市教育振興基本計画

地方公共団体においては、教育基本法第 17 条第 2 項の規定に基づき、国の教育振興基本計画を参酌し、その地域の実情に応じ、教育施策に関する基本的な計画を定めるよう努めるものとされている。

教育施策の推進に当たっては、市全体の施策展開と連携を図りながら行っていく必要があることから、本市では第 6 次広島市基本計画の教育に関連する分野を教育振興基本計画として位置付けている。

第 6 次広島市基本計画の教育に関連する分野

- 「第 2 部第 4 章第 1 節第 3 項　生涯にわたり学習し活躍できる環境づくりの推進」のうち、社会教育に関する部分
- 「第 2 部第 5 章第 3 節第 1 項　全ての子どもが健やかに育つための環境づくり」のうち、放課後児童対策、幼児教育及び教育委員会の所管に属する教育扶助に関する部分
- 「第 2 部第 5 章第 3 節第 2 項　一人一人を大切にする教育の実現」のうち、大学に関する部分以外の部分

Ⅱ　教育財政

令和２年度当初予算の概要

１　予算規模

（単位：％）

区　　分	令和２年度 A	平成31年度 B	差引増減額 C＝A－B	増　減　率 C／B×100
教　育　費	964億9,561万5千円	960億1,057万9千円	4億8,503万6千円	0.5
教育施設災害復旧費	2億100万円	1億9,680万円	420万円	2.1
計	966億9,661万5千円	962億737万9千円	4億8,923万6千円	0.5

２　性質別予算額の比較（教育委員会所管分）

（単位：％）

区　　分	令和２年度 A	平成31年度 B	差引増減額 C＝A－B	増　減　率 C／B×100
投資的経費	46億9,169万3千円	50億1,914万4千円	▲3億2,745万1千円	▲6.5
普通建設事業費	44億9,069万3千円	48億2,234万4千円	▲3億3,165万1千円	▲6.9
学校教育施設	42億1,634万5千円	45億6,772万9千円	▲3億5,138万4千円	▲7.7
青少年教育施設等	2億7,434万8千円	2億5,461万5千円	1,973万3千円	7.8
災害復旧事業費	2億100万円	1億9,680万円	420万円	2.1
物件費等	175億5,108万7千円	159億9,459万9千円	15億5,648万8千円	9.7
人件費・賃金	744億5,383万5千円	751億9,363万6千円	▲7億3,980万1千円	▲1.0
計	966億9,661万5千円	962億737万9千円	4億8,923万6千円	0.5

３　当初予算額の推移

（単位：％）

区　　分	令和２年度	平成31年度	平成30年度	平成29年度
一般会計	6,564億3,861万3千円	6,700億6,787万8千円	6,509億6,794万7千円	6,456億319万円
増減率	▲2.0	2.9	0.8	7.8
教育費及び教育施設災害復旧費	966億9,661万5千円	962億737万9千円	957億4,164万6千円	950億1,709万7千円
構成比	14.7	14.4	14.7	14.7
増減率	0.5	0.5	0.8	132.0